

タイトル	英国における電話盗聴事件の考察（3・完）
著者	韓，永學； HAN, Young-hak
引用	北海学園大学法学研究，55(3)：1-38
発行日	2019-12-30

英国における電話盗聴事件の考察 (三・完)

韓 永 學

目 次

第一章 電話盗聴事件の概要	三
一 犯行類型	
1 電話盗聴	1
2 プラギング	2
3 ビニング	3
4 金銭支給	4
二 事件の経過	
1 電話盗聴の始まり	1
2 電話盗聴の蔓延事実をめぐる攻防	2
3 隠された一連の電話盗聴事件発覚	3
三 電話盗聴事件の主要被害例	3
1 王室	1
2 政官界	2
3 芸能・スポーツ界	3
4 一般	4
四 海外における余波	
1 米国	1
2 豪州	2
五 小 結	
1 電話盗聴の倫理的・法的问题	1
2 電話盗聴事件の背後	2

第二章 電話盗聴事件の深層…メディア帝国と権力の癒着

(第五五卷第二号)

一 メディア帝国と政治権力の癒着

- 1 政局の操縦
 - 2 不健全な交流
 - 3 不明瞭な「タイムズ」・「サンデー・タイムズ」買収プロセス
 - 4 理不尽な BSKYB 買収審査
- 二 メディア帝国と警察権力の癒着
- 1 N I と警視庁首脳部の癒着
 - 2 N I と警察の情報取引
- 三 小結
- 1 メディア帝国の実体と対権力関係
 - 2 電話盗聴事件と腐敗権力

1 「Now」の廃刊

2 BSKYB 買収の断念

3 事件の事後処理体制の確立

4 経営上の変革

二 政府・議会の対応

1 政府

2 議会

三 刑事処分

1 概要

2 検討

四 小結

1 不十分な実体的真実の究明

2 問われるプレス規制の在り方

第三章 電話盗聴事件への対応

(第五五卷第三号)

結びに代えて

一 N C の対応

第三章 電話盗聴事件への対応

二〇一一年七月、長期間にわたり隠されてきた新聞の暗部である電話盗聴事件が発覚し、責任追及と真相究明を求め、動きが堰を切ったように噴出した。電話盗聴被害者等は「Now」等に対して法的責任を追及し、市民社会もそれを後押しした。特に、Hacked Ofc は新聞の違法な情報収集行為を糾弾しつつ、電話盗聴被害者を積極的に支援した。⁽¹⁾ 対して、N C は「Now」を自ら廃刊しつつ、事件の本格的な事後処理体制を確立した。また、政府は事件を究明すべく、

独立調査機関、レベソン委員会を設置し、プレス文化・慣行・倫理に関する調査及び今後のプレス規制に関する検討を委ねた。議会も関係委員会によるNCとNIの経営陣に説明を求める公聴会の開催を含め、事件に関する調査を実施した。他方で、二〇一一年一月より再開された事件捜査が本格化し、関係者の刑事処分が相次いだ。

以下、一連の電話盗聴事件発覚後のNCと政府・議会の対応、及び事件関係者の刑事処分について検討する。

一 NCの対応

大半の電話盗聴事件の加害企業であるNCは二〇一一年七月、ミリー・ダウラー電話盗聴事件をはじめ一連の事件発覚を受け、メディア帝国としての地位が四面楚歌の危機に瀕した。同社はこの危機を克服すべく、「NoW」の廃刊、BSkyB買収の断念、事件の事後処理体制の確立等、相次いで重要な政策決定を下す一方、経営上の変革も模索した。

1 「NoW」の廃刊

NIのジェームス・マードック会長は二〇一一年七月七日、「NoW」を廃刊すると発表した²⁾。同紙はこの発表から三日後の七月一〇日（日）、電話盗聴に対する謝罪を含む全面社説を以て、一八四三年創刊から一六八年の歴史に終焉を告げた。犯罪や煽情的な報道に特化したタブロイド紙の代名詞であり、英国の日曜紙のうち最大発行部数（一九五一年八四〇万部、二〇一一年廃刊時二七〇万部⁴⁾）を誇ってきた同紙が歴史から姿を消したのである。

NCとNIによる「NoW」の廃刊決定は、一連の電話盗聴事件が同紙に集中していたことが発覚し、極度の世論悪化に伴う広告主の離反に直面したため、必然的決定と言えよう。NCが同社の全体収益の1%を占める同紙を諦めた

のは、社会全般の反ルパート・マードックムードに対する一種の劇薬処方^①で、実質的にはNI傘下の他新聞を保全し、それ以上の企業価値の失墜を遮断するための戦略的後退と解される。

メディア内外では電話盗聴事件が招いた大波紋を考慮し、英国からNCの新聞事業の撤退を求める声もあったが、ルパート・マードックは「Now」のみを犠牲にした。彼は、同紙の従業員等を「サン」に吸収させ、二〇一二年二月より「サン」の日曜発行（The Sun on Sunday）を開始した。すなわち、「サン」が単一題号下で週七日発行体制に転換されたのである。よって、「Now」は実質的には廃刊されたわけではなく、「サン」の一部として生き延びている言えよう。ただ、「サン」は、過去警察官等公職者に対し他人の個人情報^②の提供の対価として「違法な金銭支給文化」を形成してきた新聞であることに留意すべきである。

2 BSKYB買収の断念

NCは二〇一一年七月二三日、BSKYB買収申請を撤回すると発表した^③。すなわち、同社は自身が三九・一%の持分を保有するBSKYBに対し、その残余持分（六〇・九%）の取得による完全子会社化を断念したのである。同社は政府の黙認の下、二〇一〇年六月から本件買収計画を推進して同年十二月に第一次関門であるEUの承認を得ており、電話盗聴事件が発覚した二〇一一年七月に最終関門である国内法に基づく政府の承認を目前に控えていた。

NCは、電話盗聴事件の大半が傘下の新聞の犯行であることが明るみに出た以上、本件買収を断念せざるを得なかったと言えよう。このような決断の具体的な要因としては、前述したように、審査開始前から提起されてきたメディアの多元性の低下（NCメディアの集中）の懸念に加え、一連の電話盗聴事件発覚を機に政府の同社への態度が急変したことや、より決定的には労働党が同社の深刻な反競争性を理由に議会において本件買収申請の撤回を求める動議を

提出したことが挙げられる。

ところが、NCのBSkyB買収計画は完全に消滅したわけではなく、電話盗聴事件のほとぼりが冷めたら、二〇一六年旧NCを継承した21世紀フォックスにより再びSky UK (旧BSkyB)の完全買収が試みられたことが注目される。結局、Sky UKは紆余曲折を経て、前述の如くコムキャストにより買収された(二〇一八年一〇月)。

3 事件の事後処理体制の確立

ルパート・マードックは二〇一一年七月一五日、「Now」の電話盗聴被害者の一人であるミリー・ダウラーの遺族に個人的に謝罪したことに続き、その翌日には同紙の電話盗聴という重大な不正行為を認め、被害者等に謝罪する全面広告を主要全国紙に掲載した。⁷⁾

NCは二〇一一年七月一八日、NIから独立した管理基準委員会 (Management Standards Committee, MSC) を設置し、七月二日に電話盗聴事件、警察官等への金銭支給事件、その他NIの電話盗聴事件関連問題の事後処理に関する監督と責任を委任した。⁸⁾ MSCは、電話盗聴事件に関するNI傘下の新聞の内部調査をはじめ、警察捜査、民事訴訟、議会の公聴会、レベソン委員会の調査、PCCの審理等への対応に関する一切の権限を付与された。これぞ、「Now」や「サン」の電話盗聴事件の処理体制が確立され、本格的な対応が始まった。MSCは警察の電話盗聴事件の再捜査に全面協力しつつ、被害者対応に膨大な金銭を投入する等、⁹⁾ 事件の事後処理に比較的真摯に対応してきた。

NCが遅ればせながら独立性が担保されたMSCを設置し、電話盗聴事件への透明な対応に乗り出したのは評価に値する。ただ、MSCは主に事件の事後処理に追われ、NI傘下の新聞の違法な情報収集行為の根絶に向けた再発防止策を講じることはできなかった。

4 経営上の変革

NCは、NI傘下の新聞の一連の電話盗聴事件発覚を受け、危機に瀕した組織を立て直すべく、経営上の変革を模索した。

第一に、NCとNIは首脳部人事を刷新した。電話盗聴事件の再捜査の本格化に伴い、NIのレベッカ・ブルックスCEO(二〇一一年七月一五日)、NIの前会長でNC傘下のダウ・ジョーンズ社(Dow Jones & Company)のレス・ヒントン会長兼「ウォール・ストリート・ジャーナル」の発行人(同)、二六年間「Now」と「サン」の法律顧問を務めたNIのトム・クローン法務部長(同年七月二三日)等が相次いで辞任した。

NCの創業者一族もNIの経営の一線から一歩後退した。ルパート・マードックはNIの理事(二〇一二年七月二日)⁽¹⁰⁾、メディア帝国の最有力後継候補として目されてきたNCの英国総責任者ジェームス・マードックはNIとBSkyBの会長職からそれぞれ退き(二〇一二年二月二九日、同年四月三日)、後者はNCの副最高運営責任者(COO)としてニューヨークへ異動した。ジェームス・マードックの配置転換は、電話盗聴事件に起因したBSkyB買収申請の撤回が決定的な理由で、投資家等の不満の声を受け止めたと考えられる。

ところが、電話盗聴事件への対応が一段落した頃、NCとNIの旧首脳陣が再び経営の前面に戻ったことに留意すべきである。ジェームス・マードックは二〇一五年六月に後述するNCの分社化により誕生した21世紀フォックスのCEOとなり⁽¹¹⁾、二〇一六年一月にBSkyBの後身であるSky UKの会長に就任した⁽¹²⁾。また、レベッカ・ブルックスは二〇一五年九月、通信盗聴共謀及び職権濫用幫助嫌疑で逮捕・起訴された末に無罪が確定し、News UKのCEOに復帰した⁽¹³⁾。

第二に、NIは二〇一三年六月二六日、社名をNews UKに改名した⁽¹⁴⁾。社名変更は、電話盗聴事件発覚後失墜した

NIブランドのイメージ向上戦略として考えられる。社名変更の前に傘下の新聞のうち「NoW」が廃刊され、代わりに「サン」が週七日発行体制へと転換したことは前述の通りである。

第三に、NCは分社化を断行した。すなわち、NCは二〇一二年六月、同社の資産を新聞・出版部門とエンターテインメント（映画、放送等）部門に両分する計画を公表し、一年後の二〇一三年六月、前者を新NC、後者を21世紀フォックスに分離・再編した（両社ともルパート・マードックCEO体制）。この結果、前者は「ウォール・ストリート・ジャーナル」、「ニューヨーク・ポスト」(New York Post)を筆頭に米国、英国、豪州等における傘下の各新聞やハーパーコリンズ出版 (HarperCollins) 等を、後者は旧NCの主収益源である20世紀フォックス映画 (Twentieth Century Fox Film Corporation)、フォックス放送 (Fox Broadcasting Company, FX Networks) 等をカバリーするようになった。NC側はこの変革につき電話盗聴事件との関連性を否定したが、⁽¹⁶⁾ 実質的には米国内NCメディアによる電話盗聴疑惑も提起された中、NC株主等の経営上の懸念と損失補填のための集団行動（訴訟）を意識した側面が強い。

一方、21世紀フォックスの映画・テレビ部門は、米メディア・娯楽大手ウォルト・ディズニー・カンパニーと米CATV大手コムキャストによる争奪戦の結果、二〇一九年三月に前者に買収された。⁽¹⁷⁾ なお、21世紀フォックスのニュース・スポーツ部門は買収対象から除外され、ルパート・マードック一家が率いるフォックス・コーポレーション (Fox Corporation) としう新規会社により継承された。⁽¹⁸⁾

二 政府・議会の対応

政府は二〇一一年七月、デービッド・キャメロン首相の主導の下、独立公的調査機関 (independent public inquiry)、

レベソン委員会を設置し、電話盗聴事件の真相究明を委任した。レベソン委員会の調査とは別に、OfcomはNCが筆頭株主となっているBSkyBの放送免許保有の適否を審査した。議会も下院文化委員会をはじめとする関係委員会が二〇一一年七月以降、電話盗聴事件に関する調査を行った。

1 政府

(1) レベソン委員会

デービッド・キャメロン首相は二〇一一年七月六日、一連の電話盗聴事件への市民社会の公憤とエドワード・ミリバンド (Edward Miliband) 労働党党首等による公的調査機関の設置要求を受け、下院の電話盗聴事件に関する緊急討論会で事件の真相究明のための公的調査機関の設置を示唆した。⁽¹⁹⁾ 続いて彼は七月一三日、下院でプレスの違法行為の蔓延、一部警察官の腐敗、政界の対応失敗等を挙げつつ、調査法 (Inquiries Act 2005) に基づきブライアン・レベソン (Brian Leveson) 控訴院判事を委員長とする独立調査委員会、レベソン委員会を設置することを確認した。⁽²¹⁾ レベソン委員会の設置は、政府の電話盗聴事件に対する最初の本格的措置である。

レベソン委員会がデービッド・キャメロン首相から委ねられた調査の対象は、大きくプレスの文化・慣行・倫理に関する事案 (パートI)、NIとその他メディアによる違法・不適切な行為に関する事案 (パートII) である。⁽²²⁾ まず、パートIは①調査と②勧告から成る。①は⑦全国紙と政治家の接触・関係、④プレスと警察の接触・関係、⑤個人情報保護を含む現行政策・規制枠組の失敗、⑥メディアの違法行為への事前警告の失敗について調査し、②は⑦プレスの品位・自由、メディアの多元性、メディアの独立性を支援しつつ、最高の倫理基準を促進するより有効な新しいプレス政策・規制体制、④今後のプレスの行為、メディア政策、クロスメディア所有をめぐる関係機関 (議会、政府、

（検察、警察等）の対処、㉗今後政治家とプレスの関係、㉘今後警察とプレスの関係について勧告することである。次に、パートⅡは①NI、その他のメディア、個人情報保有による違法・不適切な行為、②NI関係者の違法行為嫌疑・証拠を捜査した警察力、電話盗聴事件の原捜査への警視庁の検討、検察の行為、③警察の不正な金銭その他誘因の受領、そのような職権濫用の共謀やそれへの適切な捜査の抑制の共謀、④NIとその他のメディアにおける企業統治・管理の失敗、NIの違法行為の捜査失敗に関わった者（政治家、公務員、その他）の役割について調査した上で、⑤新聞社と警察・検察・関連当局の関係の含意に照らし、必要な措置を勧告することである。以上、パートⅠは電話盗聴事件が触発したプレスの文化・慣行・倫理問題の全般に関する質的分析、パートⅡはNIとその他のメディアによる違法・不適切な行為に対する刑事手続と事実関係に基づく量的分析を要する事案であると言えよう。

レベソン委員会は、電話盗聴事件の刑事手続が進行中であったため、パートⅡの実質的な調査を避け、パートⅠを中心に調査を遂行した。レベソン委員会は二〇一一年一月から二〇一二年七月まで証人の召喚・口頭証言と書面証言・関連資料の提出を要求する公聴会等の方式を採用し、調査を進めた。調査によると、NIを含むプレス関係者、電話盗聴被害者、市民代表と有識者、前職・現職警視庁幹部を含む警察官、前職・現職首相と閣僚を含む政治家等六五〇余人が公聴会に出席し、六〇〇〇頁に及ぶ証言・意見提出が行われた。²³一方、レベソン委員会は調査関連事案の直接関係者、重要利害関係者、露骨・重大な批判に晒され得る者を核心参加者²⁴として指定し、証拠を閲覧する権利と証人に質問する権利を与えた。

レベソン委員会は二〇一二年一月二九日、本体四冊（全体二〇〇〇頁）と要旨一冊（四八頁）の膨大な報告書²⁵を議会に提出した。報告書は、「Now」の電話盗聴を含むプレスの非倫理的かつ違法な情報収集行為やプレスと政治家・警察の不健全な関係を摘示・批判する一方、POCをプレス規制機関として失敗したと断じた上で、新しいプレス規制

機関の目標を真に独立かつ有効な自主規制システムと規定し、法律に基づく独立自主規制の確立を勧告した。今後のプレス規制モデルに関する勧告は、具体的には①プレス業界と政府から独立したプレス規制機関の確立、②プレスの自由への政府の法的保護、③法定承認機関（Ofcomを想定）によるプレス規制機関の承認と定期審査、④会員プレスのインセンティブ（仲裁サービス（arbitration service）の提供）等を盛り込んでいる。²⁶

(2) Ofcom

野党・労働党は二〇一一年七月、NI傘下の新聞の一連の電話盗聴事件発覚を機に、OfcomにNIの母企業、NCが三九・一%の持分を有するBSkyBの放送免許保有の適否に関する審査を求めた。また、政府与党はNCを念頭に、放送局所有の適合性に関する法制を検討し、基準未充足事業者の退出を示唆した。このような要請を受け、OfcomはBSkyBの放送免許保有の適否審査を行った。

Ofcomは一年余の検討を経て、二〇一二年九月二〇日、一九九〇年放送法三条三項及び一九九六年放送法三条三項に基づき、放送免許者の適合性が持続的に充足されなければならないと確認した上で、BSkyBが「Now」や「サン」の違法行為に直接的・間接的に関わった証拠はないとし、BSkyBの放送免許者としての適合性を認める決定を下した。²⁷しかし、Ofcomは本決定において異例的にBSkyBのジェームス・マードック前会長の電話盗聴事件への対応失敗を強く叱咤する一方、事件に関するレベソン委員会の調査結果や刑事処分の行方次第で追加審査の可能性を示唆した。

2 議会

(1) 下院文化委員会

下院文化委員会は二〇一一年七月、電話盗聴事件に関する調査を再開した。同委員会は、事件が表面化する前の約一〇年間三度にわたり電話盗聴等メディアの違法行為（プライバシー侵害行為）について調査したが、満足のいく結論に達しなかった。例えば、同委員会の二〇一〇年二月調査報告書、「プレス基準、プライバシーとメディア」は、電話盗聴の蔓延事実を否定したNI関係者等の証言につき「集団健忘症」と揶揄するに止まり、蔓延事実を立証できなかったのは前述の通りである。このような経緯から、同委員会がそれまでNI関係者等に誤導されてきたことを認め、電話盗聴事件に関する事実関係の調査に再着手したのは当然の成り行きである。

下院文化委員会は二〇一一年七月一九日、マードック親子（ルパートとジェームス）とNIのレベッカ・ブルックス前CEO（当時保釈中）を召喚し、公聴会を開催した。英国議会の公聴会におけるルパート・マードックの召喚は、彼が英国事業に進出して以来四〇余年で初めてで、世界の耳目を集めた。続いて同委員会は同年九月六日にはNIのトム・クロン前法務部長、「Now」のコーリン・マイラー前編集長等、同年一〇月一九日にはNIのジュリアン・パイク（Julian Pike）法律顧問、電話盗聴被害者の弁護人のマーク・ルイス、NIのレス・ヒントン前会長等、同年一一月一〇日にはジェームス・マードックを召喚し、公聴会を開催した。

ルパート・マードックは二〇一一年七月一九日公聴会で、電話盗聴問題の重大性を認めつつも、それは一部社員の誤った行為で、当時自身は知らなかったとして自身の責任ではないと証言した。また、ジェームス・マードックは同日、二〇一〇年末一連の民事訴訟に直面し、より多くの「Now」関係者が電話盗聴に関わった可能性を認識するまでは電話盗聴の蔓延事実を知らなかったと証言し、同年一一月一〇日にも概ね同一見解を示した。²⁸⁾さらに、レベッカ・

ブルックスは二〇一一年七月一九日公聴会で、二〇一〇年末女優のシエナ・ミラーより民事訴訟が提起されたことで、会社経営陣が実質的に電話盗聴の蔓延事実の可能性を認識したと証言した。このような二〇〇五年～二〇〇六年「NOW」の電話盗聴事件以前は勿論、その後も二〇一〇年末までに同紙の電話盗聴の蔓延事実を認識できなかったとする三人の証言は、ルパート・マードックの主要新聞が編集幹部を通じて彼の強力な掌握下に置かれていたことに鑑み、偽証の疑いが強い。二〇一一年七月一九日公聴会途中、傍聴者がルパート・マードックに汚物を投げつける不測のアクシデントは、⁽³⁰⁾そのような偽証に対する市民の不満の表れに他ならない。

下院文化委員会は二〇一二年四月三〇日、公聴会を含む主要事実関係に関する調査を経て、「NIと電話盗聴」という報告書を公表した。⁽³¹⁾同報告書は上記のマードック親子とレベッカ・ブルックスの主張に対し、ルパート・マードックが自身の会社が行った電話盗聴への措置を怠ったとし、国際的な大企業の経営者として相応しくないと批判しつつ、NCとNIが電話盗聴事件に関する内部調査の失敗と蔓延していた違法行為の証拠無視により違法行為を故意に黙認したことから、マードック親子をはじめとする経営陣が究極的に責任を負わなければならないと論駁した。⁽³²⁾実際、「NOW」による二〇〇八年プロサッカー選手協会のゴードン・テイラーの民事訴訟の処理や「ガーディアン」二〇〇九年七月九日付報道への対応等は、同紙の編集幹部と経営陣の阿吽の呼吸により行われたものである。⁽³³⁾よって、電話盗聴の蔓延事実の認知時点等に関する公聴会におけるマードック親子とレベッカ・ブルックスの証言は、虚偽ないしは不合理な弁解に過ぎず、「NOW」のコーリン・マイラー前編集長等をスケープゴートにしようとしたことは明らかである。

(2) 下院内務委員会

下院内務委員会は二〇一〇年九月、「モバイル通信の無断盗聴・ハッキング」に関する調査を開始し、主に①適用法

令(コンピュータ濫用禁止法、データ保護法、調査権限規制法等)、②警察の対処(二〇〇五年～二〇〇七年)、③携帯電話会社の顧客の個人情報保護のための役割を検証した。同委員会は一連の電話盗聴事件が発覚した直後の二〇〇一年七月一九日、以上の検証内容を基に「モバイル通信の無断盗聴」という報告書を公表した。³⁴⁾

同報告書は、特に②と関連して電話盗聴事件の原捜査に対するNIの反応と捜査協力に至るまでに要した長い時間を慨嘆する一方、不適切な捜査につながった警察の決定を黙過できないとしつつ、警視庁高官と「Now」のネイル・ウォリス前副編集長との親密な関係を批判した。³⁵⁾ところが、同報告書は社会的に高度のテロの危機下にあった二〇〇六年当時、警視庁が新聞のプライバシー侵害への対応よりは対テロ作戦の遂行を優先したとし、電話盗聴事件の原捜査の責任者に対して多少理解を示した。³⁶⁾

(3) 合同委員会

ドミニク・グリーブ(Dominic Grieve)法務大臣は二〇一一年五月、プライバシー侵害の救済手段として差止(junction)の実効性に疑問(ツイッター等ソーシャルメディアユーザーによる差止命令の違反)が提起されたことを受け、議会にプライバシーと差止に関する法制改革の可否を検討する委員会を設置することを公言した。³⁷⁾そこで、同年七月、議会においてプライバシー法制を検討するための議員二人(上院議員一人、下院議員一人)から成るプライバシーと差止に関する合同委員会が正式に発足した。同委員会は電話盗聴事件自体を扱うことを目的としなかったが、同事件を議論の一素材とした。

合同委員会は二〇一二年三月一二日、各種メディア、プライバシー侵害の救済請求者、規制機関等に関する幅広い調査を経て、「プライバシーと差止」という報告書を公表した。³⁸⁾同報告書は電話盗聴事件が波紋を広げているにもかか

わらず、新しいプライバシー法制を整備する必要はないとする一方、PCCがプレスによるプライバシー侵害への対処の不備等プレス規制機関として失敗したとし、プレス業界と政府から独立した新しい規制機関への代替を勧告した。⁽³⁹⁾同勧告によれば、新しいプレス規制機関が倫理綱領を違反したプレスに対して裁定文掲載と金銭的制裁（罰金）等有効な制裁権限を有するとともに、プライバシー侵害をめぐる紛争で調停・仲裁機能を担うことを提示しているが、これはレベソン委員会の勧告内容と軌を一にする。

三 刑事処分

警視庁は二〇一一年一月、主に「ガーディアン」による「NOW」の電話盗聴の蔓延事実を示唆する調査報道が続き、議会等から電話盗聴事件の原捜査の適正性への疑問が継続的に提起されたことを受け、遂に専担捜査班を設置して捜査を再開した。五年以上に及ぶ大掛かりな捜査の結果、NI関係者を中心に多数の言論人等が電話盗聴または金銭授受嫌疑で逮捕・起訴され、そのうちの相当数が刑事罰を受けた。以下、NI関係者を中心に、電話盗聴事件の主要被疑者に対する刑事処分について検討する。

1 概要

(1) 捜査

警視庁は二〇一一年一月二六日、電話盗聴事件の原捜査に関与しなかったスー・エイカース警視監補の指揮の下、プレスの違法な情報収集行為の対象を電話盗聴、警察官等公職者への違法な金銭支給、コンピュータ・ハッキングの

三つの分野に分け、それぞれウィーディング捜査班 (Operation Weeing)、『エルヴェデン捜査班 (Operation Elveden)』、『トウレタ捜査班 (Operation Tuleta)』と命名された専担捜査班 (捜査要員一七〇人) を設置し、本格的な再捜査を展開した。^④ 一方、スコットランド南部のストラスクライド (Strathclyde) 警察署は二〇一一年七月、ルビコン捜査班 (Operation Rubicon) を設置し、スコットランド地域の電話盗聴や個人情報保護違反等に関する捜査を開始した。

ウィーディング捜査班は、「NoW」を中心に刑法等に抵触するプレススの電話盗聴による違法な情報収集嫌疑に関する捜査を専担した。同捜査班は二〇一一年四月五日、通信盗聴嫌疑で「NoW」関係者としてイアン・エドモンソン前副編集長とネビル・サールベック首席記者を逮捕したことを皮切りに、ジェームス・ウエザーアップ (James Weatherup) 前ニュース編集者 (同年七月八日)、アンディー・コールソン前編集長 (同)、ネイル・ウォリス前副編集長 (同)、NIのレベッカ・ブルックス前CEO (同)、NoWのスチュワート・クットナー (Stuart Kutner) 前編集局長 (同年八月二日)、グレッグ・ミスキプ (同) 前ニュース編集者、ダン・エバンス (Dan Evans) 前芸能部記者 (同)、NIのトム・クロン前法務部長 (同) を含む多数の言論人を逮捕した。また、同捜査班は二〇一一年二月七日、司法妨害 (電話盗聴証拠隠滅) 共謀嫌疑で私立探偵グレン・マルケアを逮捕したことに続き、レベッカ・ブルックスの個人秘書シェリル・カーター (Cheryl Carter) (二〇一一年一月六日)、レベッカ・ブルックス (同年三月二三日) 及び彼女の夫で調教師のチャリー・ブルックス (Charlie Brooks) (同)、彼女の警護員ダリル・ジョースリング (Daryl Jorsling) (同)、彼女の運転手ポール・エドワーズ (Paul Edwards) (同)、NIのマーク・ハンナ (Mark Hanna) 保安部長 (同) を逮捕した。その他、同捜査班は二〇一二年三月四日、トリニティー・ミラー・グループ新聞関係者として「サンデー・ピープル」のジェームズ・スコット (James Scott) 編集長、「サンデー・ミラー」の元副編集長、「サンデー・ミラー」のティナ・ウィーバー (Tina Weaver) 元編集長兼 PCC の倫理

綱領委員会委員、「サンデー・ピープル」のニック・バックリー (Nick Buckley) 副編集長、同紙のマーク・トーマス (Mark Thomas) 元編集長を二〇〇三年～二〇〇四年「サンデー・ミラー」電話盗聴共謀嫌疑で逮捕した。⁽⁴⁾以上、同捜査班は二〇一五年二月捜査終結まで言論人等四一人を逮捕した。

エルヴェデン捜査班は、IPCCの監督の下、腐敗防止法等に抵触するプレスと警察官等公職者の情報提供をめぐる金銭授受嫌疑に関する捜査を専担した。同捜査班は二〇一一年七月八日、警察官等公職者への贈賄・職権濫用幫助嫌疑で「Now」関係者としてクライブ・グッドマンとアンディー・コールソンを逮捕したことを皮切りに、レベッカ・ブルックス(同一七日)、スチュワート・クットナーを逮捕し(同年八月二日)、「サン」関係者としてジェイミー・ピアット (Jamie Pyatt) 地域編集者(同年一月四日)、ファーガス・シャナハン (Fergus Shanahan) 地域先任編集者(二〇一二年一月二八日)、グラハム・ダッドマン (Graham Dudman) 元編集幹事(同)、マイク・サリバン (Mike Sullivan) 元犯罪報道編集者(同)、クリス・ファロ (Chris Pharo) 前ニュースデスク(同)、ジョン・エドワーズ (John Edwards) 写真編集者(同年二月一日)、ジョン・ケイ (John Kay) 首席記者(同)、ニック・パーカー (Nick Parker) 首席海外特派員(同)、ジョン・スタージス (John Sturgis) 副ニュース編集者(同)、ジェフ・ウェブスター (Geoff Webster) 副編集長(同)、ダンカン・ラローム (Duncan Larcombe) 王室担当編集者(同年四月一九日)、バージニア・ホイラー (Virginia Wheeler) 防衛担当記者(同年五月一日)、ニール・ミラード (Neil Millard) 記者(同年六月一日)、ジョン・コルス (John Coles) 記者(同年九月九日)、アントニー・フランス (Anthony France) 記者(二〇一三年一月一七日)等を逮捕した。その他、同捜査班は不関係者以外の言論人として、「サンデー・ミラー」のグレイグ・ボックス・ターンブル (Greig Box Turnbull) 元記者(二〇一二年七月四日)、同紙のジャスティン・ペンローズ (Justin Penrose) 犯罪担当記者(同一日)、エクスプレス・ニュースペーパー傘下の「デイリー・スター・サン

デイ」のトム・サベージ (Tom Savage) 副ニュース編集者 (同) 等を公職者への贈賄・職権濫用幫助嫌疑で逮捕した。一方、同捜査班はプレスへの情報提供をめぐる収賄嫌疑で警察官、軍人、刑務官等公職者も逮捕した。以上、同捜査班は二〇一六年二月捜査終結まで言論人・公職者等九〇人を逮捕し、その他数人の言論人等につき逮捕を伴わず書類送検した。

トゥレタ捜査班は、ウィーディング捜査班がカバーできないコンピュータ濫用禁止法等に抵触するプレスのコンピュータ・ハッキングによる違法な情報収集嫌疑に関する捜査を専担した。同捜査班は二〇一二年七月一九日、コンピュータ・ハッキング嫌疑で「サン」のロドリ・フィリップス (Rodri Phillips) 記者を逮捕したことを皮切りに、ニック・パーク (同三〇日)、「タイムズ」のバトリック・フォスター (Patrick Foster) 前記者 (同年八月二九日)、「サンのベン・アシュフォード (Ben Ashford) 前記者 (同年九月七日)、「NoW」のアレックス・マルンチャック (Alex Marunchak) 前アイルランド編集者 (同年一〇月二日)、私立探偵ジョナサン・リーズ (同) 等を逮捕した。以上、同捜査班は二〇一五年一二月捜査終結まで言論人等二三人を逮捕した。

スコットランド警察庁下のルピコン捜査班は、スコットランド社会党のトミー・シェリダン (Tommy Sheridan) 議員⁽⁴³⁾と彼の家族等が「NoW」による電話盗聴及び偽証と個人情報保護違反に関する苦情を申し立てたことを契機に設置され、スコットランド地域の電話盗聴と具体的な個人情報保護違反の有無に関する捜査を開始した。同捜査班は二〇一二年五月三〇日、トミー・シェリダン議員側の苦情申立を受け、彼の刑事裁判においてむしろ「NoW」側が偽証した嫌疑等でアンディー・コールソンを逮捕したことに続き、同紙のダグラス・ワイト (Douglas Wright) 前ニュース編集者 (同年八月一七日)、ボブ・バード (Bob Bird) 前編集長 (同二九日) 等を逮捕する一方、本件と関連してグラスゴー (Glasgow) ロバン (Govan) 警察署所属の警察官をデータ保護法違反嫌疑で逮捕した (同年四月一日)。

(2) 起訴

警視庁は電話盗聴事件をめぐる五年以上に及ぶ捜査の結果、言論人・私立探偵・公職者等一五〇人以上を逮捕した。検察は逮捕や書類送検された者のうち相当数を起訴し、二〇一五年二月一日に事件への処分を終結した。

第一に、検察はウイティンク捜査班の捜査と関連して、レベッカ・ブルックス夫婦、シェリル・カーター、ダリル・ジョースリング、ポール・エドワーズ、マーク・ハンナを司法妨害共謀嫌疑で起訴し（二〇一二年五月一日）、レベッカ・ブルックス、アンディー・コールソン、スチュワート・クットナー、グレッグ・ミスキブ、イアン・エドモンソン、ネビル・サールベック、ジェームス・ウエザーアップ、グレン・マルケアを不法通信盗聴嫌疑で起訴した（同年七月二十四日）。また、検察はアンディー・コールソンを司法妨害（トミー・シエリダン議員の刑事裁判における偽証）嫌疑（同年五月三日）、ダン・エバンスを不法通信盗聴嫌疑（司法妨害共謀嫌疑、職権濫用幫助嫌疑を含む）で起訴した（二〇一三年九月三日）。さらに、検察は核心被疑者の一人、ネイル・ウォリスについては証拠不十分で不起訴処分とした（同年二月二二日）が、その後、パインツリー捜査班がダン・エバンスから押収した証拠物を基に不法通信盗聴嫌疑で起訴した（二〇一四年七月三〇日）。

第二に、検察はエルヴェデン捜査班の捜査と関連して、レベッカ・ブルックス、アンディー・コールソン、クライブ・グッドマン、ジョン・ケイ等を公職者への贈賄共謀嫌疑、反対に彼等と取引した公職者等を職権濫用嫌疑でそれぞれ起訴した（二〇一二年一月二〇日）。このうち、アンディー・コールソンとクライブ・グッドマンの起訴事実に関する公判は評決に至らず再度公判期日が予定されていたが、検察は諸般の事情（既に別件で拘禁刑が執行された点等）を斟酌し、それ以上公訴維持に関する公益が存しないとして公訴取消処分を行った（二〇一五年四月一七日）。

第三に、検察はトウレタ捜査班の捜査と関連して、ベン・アシュフォード（二〇一三年九月三〇日）、ニック・パー

カー(同年一〇月一八日)等を起訴した。

(3) 裁判

電話盗聴事件の裁判を受けた被告人のうち、四五人に有罪判決が宣告された。すなわち、ウィーティング捜査班の捜査対象者九人(うちゴールディング捜査班の捜査対象者二人)、エルヴェデン捜査班の捜査対象者三四人、トゥレタ捜査班の捜査対象者二人がそれぞれ有罪判決を受けた。電話盗聴事件の刑事処分者数の内訳は、(表四)の通りである。

〈表四〉 電話盗聴事件の刑事処分者数の内訳

	逮捕者数	慎重な捜査対象者数	有罪者数
ウィーティング捜査班	四一	一九	九
ゴールディング捜査班(ウィーティング捜査班の一部)	五	一五	二
エルヴェデン捜査班	九〇	六二	三四
トゥレタ捜査班	二三	一六	二
合計	一五四	九七	四五

出典：No further action on UK media phone hacking, chief prosecutor says, *The Guardian* (11 December 2015)を参照して作成。

中央刑事法院は二〇一四年六月二四日、上記の被告人等につき陪審員の評議に基づき有無罪の判決を下した(一部

被告人は別日に判決)。判決結果によると、通信盗聴関連ではアンディー・コールソン、クライブ・グッドマン、イン・エドモンソン(二〇一四年一月七日判決)、及び既に公判開始時に公訴事実を認めたグレッグ・ミスキブ、ネビル・サールベック、ジェームス・ウエザーアップ、ダン・エバンス(同年七月二四日判決⁴⁴)、グレン・マルケア(以上五人は減刑処分)にはそれぞれ有罪、レベッカ・ブルックス、スチュワート・クットナー、ネイル・ウォリス(二〇一五年七月一日判決)にはそれぞれ無罪が宣告された。また、職権濫用関連では公職者一四人(うち七人が警察官)に有罪が宣告された中、レベッカ・ブルックスには無罪が下され、アンディー・コールソンとクライブ・グッドマンは前述のように公訴取消処分となった。さらに、司法妨害関連ではレベッカ・ブルックス夫婦、シェリル・カーター、ダリル・ジョースリング、ポール・エドワーズ、マーク・ハンナ、アンディー・コールソンが無罪宣告を受けた(同年六月三日判決)。

以上、主要被告人の公訴事実と裁判の結果を整理すると、〈表五〉の通りである。

2 検討

(1) 捜査の成果と課題

電話盗聴事件をめぐる警視庁の大掛かりな再捜査の結果、次のような一定の成果が得られた。

第一に、ウィーティング捜査班による捜査の結果、電話盗聴は「NOW」によるものが大半を占める中、複数の同紙関係者が犯行に関与していたことが明らかになり、いわゆる「一不良記者の仕業」抗弁の根拠が崩れた。同紙は、ミリー・ダウラー電話盗聴事件以前の少なくとも二〇〇〇年頃から一〇年余にわたり、編集幹部の介入の下電話盗聴を広範かつ組織的に行ったのである。とりわけ、犯行時期は、レベッカ・ブルックスが「NOW」と「サン」の編集長時

〔表五〕 主要被告人の公訴事実と裁判の結果

被告人		公訴事実		判決	備考
被告人	罪名	犯罪事実			
レベッカ・ブルックス	職権濫用幫助	② 王立陸軍士官学校のジョン・ハーディー (John Hardy) 下士官と彼の妻クレア・ハーディー (Claire Hardy) にロイヤルファミリーに関する情報提供の対価として金銭 (三四回にわたり二万三〇〇〇ポンド) 支給共謀 (二〇〇六・二・九〜二〇〇八・一〇・一六)	無罪		
	職権濫用幫助	③ 国防省職員のパティナ・ジョルダン・バーバー (Betina Jordan Barber) に一連のニュース記事の情報提供の対価として金銭 (約一〇万ポンド) 支給共謀 (二〇〇四・一・一〜二〇一〇・一・三二)	無罪		
	司法妨害	④ NI のアーカイブから書類 (七箱分) 隠蔽共謀 (二〇一〇・七・六〜九)	無罪		
	司法妨害	⑤ 書類、コンピュータ、その他電子機器の隠蔽共謀 (二〇一〇・七・一五〜一九)	無罪		
アンディー・コールソン	不法通信盗聴	① a) 六〇〇余人の有名人 (二〇〇〇・一〇・三〜二〇〇六・八・九)、b) ミリー・ダウラー (二〇〇二・四・九〜二二)、c) 消防士労組のアンドリュー・ギルクリスト (Andrew Gilchrist) 前委員長の音声メールメッセージ盗聴共謀 (二〇〇二・一一・三〜二〇〇三・一・一一)	有罪 (懲役一八月)		
職権濫用幫助	不法通信盗聴	② 公職者に情報提供の対価として金銭支給共謀 (二〇〇二・八・三一〜二〇〇三・一・三一)	有罪 (懲役一八月)		公訴取消 (二〇一五・四・一七)
	不法通信盗聴	④ 六 (六・二二)、e) タレントのカラム・ベスタ (Calum Best) の音声メールメッセージ盗聴共謀 (二〇〇六・三・一三〜五・二二)	有罪 (懲役一八月)		

アンディー・コールソン	職権濫用幫助	③警察官等に「グリーンブック」(Green Book)と知られた王室電話番号を含む情報提供の対価として金銭支給共謀(二〇〇五・一・三一～六・三一) ④スコットランド社会党のトミー・シエリダン議員に対する偽証嫌疑(二〇一〇・一一・九～一〇)	無罪	公訴取消 (二〇一五・四・一七)
ネイル・ウォリス スチュワート・カットナー	不法通信盗聴 不法通信盗聴	有名人等の音声メールメッセージ盗聴共謀(二〇〇三・一・一～二〇〇七・一・二六) 六〇〇余人の有名な音声メールメッセージ盗聴共謀(二〇〇〇・一〇・三～二〇〇六・八・九)	無罪	
グレッグ・ミスキップ	不法通信盗聴	①六〇〇余人の有名な(二〇〇〇・一〇・三～二〇〇六・八・九)、②ミリー・ダウラー(二〇〇二・四・九～二二)、③スヴェン・ゴラン・エリクソン(Sven Goran Eriksson)サッカー監督等(二〇〇二・五・一三～二〇〇六・六・二九)、④元モデルのアビゲイル・テイトマス(Abigail Trimass)、元テレビ番組司会者のジョン・レスリー(John Leslie)等(二〇〇二・一〇・二二～二〇〇六・七・二二)⑤アンドリュース・ギルクリスト(二〇〇二・一一・三～二〇〇三・一・二二)、⑥デイビット・ブランケット等(二〇〇四・一・一～二〇〇六・七・二九)、⑦料理家でテレビ番組司会者のデアア・スミス(Dalia Smith)等(二〇〇五・二・二八～三・二二)、⑧チャールズ・クラーク等(二〇〇五・四・六～六・二二)、⑨ジュード・ロウ、サディ・フロスト、シエナ・ミラー等(二〇〇五・七・七～二〇〇六・六・一)、⑩マーク・オーテン(Mark Oaten)元自民党議員(二〇〇六・一・九～五・六)、⑪ウエイン・ルーニー等(二〇〇六・一・一七～八・一)、⑫カラム・ベスト(二〇〇六・三・二三～五・二二)、⑬テッサ・ジョーウエル元共謀(二〇〇六・一・一七～八・一)	有罪 (懲役六月)	
イアン・エドモンソン	不法通信盗聴	①六〇〇余人の有名な(二〇〇〇・一〇・三～二〇〇六・八・九)、②デイビット・ブランケット等(二〇〇四・一・一～二〇〇六・七・二九)、③チャールズ・クラーク等(二〇〇五・四・六～六・二二)、④ジュード・ロウ、サディ・フロスト、シエナ・ミラー等(二〇〇五・七・七～二〇〇六・六・一)、⑤マーク・オーテン(Mark Oaten)元自民党議員(二〇〇六・一・九～五・六)、⑥ウエイン・ルーニー等(二〇〇六・一・一七～八・一)、⑦カラム・ベスト(二〇〇六・三・二三～五・二二)、⑧テッサ・ジョーウエル元	有罪 (懲役八月)	

英国における電話盗聴事件の考察 (三・完)

<p>ス ダン・エバン</p>	<p>ブ ジェームス・ ウエザーアッ</p>	<p>ネビル・サー ルベック</p>	
<p>職権濫用幫助 司法妨害</p>	<p>不法通信盗聴 不法通信盗聴</p>	<p>不法通信盗聴</p>	
<p>③ 法廷における偽証嫌疑 (二〇〇九・六・二一～二〇一〇・四・三〇)</p>	<p>① ④ 有名人等 (二〇〇三・二・二八～二〇〇五・一・一)、⑤ 有名人等の音声メールメッ セージ盗聴共謀 (二〇〇四・四・三〇～二〇一〇・六・一)</p> <p>② 公職者に情報提供の対価として金銭支給共謀 (二〇〇八・一・一～二〇一〇・六・一)</p>	<p>⑥ 六〇〇 余人の有名人 (二〇〇〇・一〇・三～二〇〇六・八・九)、⑦ ミリー・ダウラー (二〇〇二・四・九～二〇〇二・九・二九)、⑧ スヴェン・ゴラン・エリクソン等 (二〇〇二・五・一三 ～二〇〇六・六・二九)、⑨ デイビット・ブランケット等 (二〇〇四・一・一～二〇〇六・ 七・二九)、⑩ チャールズ・クラーク等 (二〇〇五・四・六～二〇〇六・二・二二)、⑪ 女優のアン ジェリーナ・ジョリー (Angie Jolie) と彼女の夫で俳優のブラッド・ピット (Brad Pitt) 等 (二〇〇五・七・五～二〇〇六・五・四)、⑫ マーク・オーテン (二〇〇六・一・ 九～五・六)、⑬ テッサ・ジョーウエル夫妻の音声メールメッセージ盗聴共謀 (二〇〇 六・三・二～七・二六)</p>	<p>文化大臣と彼女の夫デビット・ミルズ弁護士 (二〇〇六・三・二～七・二六)、⑬ ジョ ン・プレスコット元副首相等 (二〇〇六・四・二四～七・二二)、⑭ 大学教授のジョン タロック (John Tuloch) 等 (二〇〇六・四・二五～五・一五)、⑮ 王族のフレデリック・ ウインザー卿 (Lord Frederick Windsor) (二〇〇六・四・二五～六・一)、⑯ 音楽家の ポール・マッカートニー (Paul McCartney) と彼の妻でメディアパーソナリティのヘ ザー・ミルズ (Heather Mills) 等の音声メールメッセージ盗聴共謀 (二〇〇六・五・一 五～六・二九)</p>
<p>有罪 執行猶予一 年、社会奉仕 (二〇〇時間)</p>	<p>有罪 執行猶予一 年、社会奉仕 (二〇〇時間)</p>	<p>有罪 (懲役六月)</p>	

グレン・マル ケア	不法通信盗聴	④六〇〇余人の有名人(二〇〇〇・一〇・三〜二〇〇六・八・九)、⑤ミリー・ダウラー(二〇〇二・四・九〜二二)、⑥アンドリュー・ギルクリスト(二〇〇二・一二・三〜二〇〇三・一・二三)、⑦デリア・スマス(二〇〇五・一二・二八〜三・一二)、⑧チャールズ・クラーク等の音声メールメッセージ盗聴共謀(二〇〇五・四・六〜六・二三)	有罪 (懲役六月・ 執行猶予一 年、社会奉仕 二〇〇時間)	
クライブ・ グッドマン	職権濫用幫助	①アンディー・コールソン等とともに公職者に情報提供の対価として金銭支給共謀(二〇〇二・八・三二〜二〇〇三・一・三二)		公訴取消 (二〇一五・ 四・一七)
マーク・ハン ナ	司法妨害	②アンディー・コールソン等とともに警察官等に「グリーンブック」と知られた王室電話番号を含む情報提供の対価として金銭支給共謀(二〇〇五・一・三二〜六・三)	無罪	
シェリル・ カーター	司法妨害	レベッカ・ブルックス、チャーリー・ブルックス、ダリル・ジョースリング、ポール・エドワーズ等とともに書類、コンピュータ、その他電子機器の隠蔽共謀(二〇一七・一五〜一九)	無罪	
チャーリー・ ブルックス	司法妨害	レベッカ・ブルックスとともにZのアーカイブから書類(七箱分)隠蔽共謀(二〇一七・七・六〜九)	無罪	
		レベッカ・ブルックス、マーク・ハンナ、ダリル・ジョースリング、ポール・エドワーズ等とともに書類、コンピュータ、その他電子機器の隠蔽共謀(二〇一七・一五〜一九)	無罪	

代に集中している。

第二に、エルヴェデン捜査班による捜査の結果、贈賄(情報提供の対価として違法な金銭支給)は「サン」関係者によるものが絶対多数を占め、同紙が腐敗した警察官等公職者に対する慢性的な「違法な金銭支給文化」に浸って

きたことが確認された。また、「Now」の違法な金銭支給嫌疑は、二〇〇三年～二〇〇七年当時アンディー・コルソン編集長時代に際立つことから、彼が部下等の電話盗聴及び警察官等公職者との情報取引を黙過したと推認できる。一方、収賄被疑者の分布（警察の他、軍隊、刑務所、国民保健サービス (National Health Service, NHS)、国防省、国税庁等多数の国家機関に点在）から、公職社会の腐敗の一断面を垣間見ることができる。

第三に、トゥレタ捜査班による捜査の結果、コンピュータ・ハッキングは主にNI傘下の新聞（主に「サン」）関係者や私立探偵等による犯行が目立つ。

以上によれば、電話盗聴事件は報道機関の犯罪史上前代未聞の出来事として、主にNI傘下の新聞が私立探偵をも活用しながら犯行を繰り返したこと、腐敗した警察官等公職者が一部の犯行の片棒を担いだことが明らかになった。

ところが、電話盗聴事件をめぐる捜査機関の対応は適正であったのか。捜査の適否を論じる前に、警察と検察はかねてより「Now」による電話盗聴の蔓延疑惑がプレス業界内外で提起されてきたにもかかわらず、二〇〇五年～二〇〇六年電話盗聴事件の原捜査を顧みる機会を悉く逸したことを自省しなければならない。再捜査の着手が大幅に遅れたため、プレス側の証拠隠滅やさらなる違法な情報収集行為を許した側面がある。

警察と検察の電話盗聴事件に関する捜査は、必ずしも丁寧かつ緻密になされたとは言えず、実体的真実の究明の姿勢にやや欠ける。警視庁は特に、警察自身が直接的・間接的に関与した敏感な事案であるエルヴェデン捜査班の捜査対象犯罪につき、PCCの監督下で捜査を進めたものの、前述したように、結果的に十分な真相究明を行ったわけではない。従って、収賄嫌疑で立件された警察官は、プレスと取引した職権濫用警察官の一部に過ぎない公算が大きい。

検察は、各専担捜査班により送致された相当数の被疑者につき、十分な補強捜査を経ることなく、嫌疑不十分等を理由に起訴していない。検察の処分のうち最も不可解なのは、後述するように、新聞と警察権力の癒着を主導した核

心人物であるネイル・ウォリスに対し、当初不起訴処分を下したことである（後に起訴処分へ転換）。彼と関わった警視庁高官等を守るため、必要な捜査を尽くさなかったのではないかと疑問が残る。また、検察が、アンディー・コールソンとクライブ・グッドマンが受けていた複数の嫌疑のうち、公職者への情報提供の対価として金銭支給を共謀した被疑事実につき、公判期日の直前に公訴取消処分を行ったのも釈然としない。検察は、同処分の理由として時間の経過による公益の不存在等を挙げているが、むしろ同処分は重大公益の軽視に他ならない。

（2）裁判の是非

裁判所は電話盗聴事件をめぐる一連の刑事裁判において、実体的真実発見義務を十分果たしたのか。結論から言うと、この問いに関しては部分的にしか首肯できない。

裁判所が、電話盗聴が「一不良記者の仕業」の域を越えて「NoW」を中心にタブロイド紙に蔓延していた事実を認定し、アンディー・コールソンをはじめとする一連の事件に関与した「NoW」関係者等を断罪したことは評価に値する。例えば、中央刑事法院のジョン・サンダース (John Saunders) 判事は二〇一四年六月二四日、アンディー・コールソン等の電話盗聴事件判決において、電話盗聴が刑事犯罪（調査権限規制法違反）であることを明らかにしつつ、「NoW」による電話盗聴の蔓延事実とその隠蔽を事実上認めて糾弾したのである⁴⁶。しかし、裁判所の個別判断を精査すると、電話盗聴事件の全容解明に至らなかったのも否めない。

第一に、基本的に公訴事実に関する審理が十分尽くされていない。ジョン・サンダース判事は、「NoW」による一連の犯行期間を基本的に二〇〇二年四月ミリー・ダウラー電話盗聴事件から二〇〇六年八月クライブ・グッドマン等の逮捕までと捉えているが、この期間前後の電話盗聴事件の存在を度外視している。主要被告人の公訴事実によれば、

電話盗聴は少なくとも二〇〇〇年一〇月より始まり、ダン・エバンスによるインテリゲンサーのケリー・ホッペン (Kelly Hoppen) への電話盗聴 (二〇〇九年六月～二〇一〇年三月) が示すように、二〇〇六年八月以降も散見されることに留意すべきである。また、電話盗聴の実態が明らかになった個別事件においても審理不足が見られる。とりわけ、ミリー・ダウラー電話盗聴事件の場合、彼女の失踪後「NoW」と警察の対応を含めた事件の全貌解明には程遠い⁽⁴⁷⁾。

第二に、レベッカ・ブルックスに対する全面無罪判決には同調し難い。電話盗聴事件の司法判断における最大の関心事は核心被告人二人、すなわちレベッカ・ブルックスとアンディー・コールソンへの判決の行方であるが、両者の明暗が分かれた。レベッカ・ブルックスが、彼女の夫と側近等とともに司法妨害を共謀した嫌疑につき無罪が宣告されたのは別論としても、電話盗聴の共謀及び公職者に対する金銭支給の共謀と無関係であったか疑問が残る。彼女が「NoW」の編集長 (二〇〇〇年五月～二〇〇三年一月) と「サン」の編集長を務めた (二〇〇三年一月～二〇〇九年九月) 約一〇年間は、あいにく両紙が電話盗聴や公職者への金銭支給により違法な情報収集を行った全盛期に当たる。彼女が各種違法行為に加担した直接的な証拠はないかも知れないが、取材・報道活動に対する注意・確認義務及び金銭出納に関する最終責任者として部下や私立探偵グレン・マルケア等の犯罪行為を知らなかったはずはない。特に、「NoW」によるミリー・ダウラー電話盗聴事件当時、レベッカ・ブルックスは同紙の編集長であったにもかかわらず、二〇〇二年四月ミリー・ダウラーに関する報道が登場した時海外休暇中であつたこと等を挙げ、「ガーディアン」二〇一一年七月五日付報道に至るまで同犯行の事実を知らなかったと潔白を主張したのは、説得力を欠く。彼女への無罪判決は、豪華弁護士軍団で臨んだパートナー・マードックの資本力の勝利とも言えよう。⁽⁴⁸⁾ 結局、彼女は二〇一五年九月、News UK の CEO に復帰した。

第三に、アンディー・コールソンに対する判決には未解明な点が少なくない。裁判所が主要電話盗聴事件において

彼に対して有罪判決を下したのは、彼が「NoW」のレベッカ・ブルックス編集長の下の副編集長（二〇〇〇年五月～二〇〇三年一月）と編集長（二〇〇三年一月～二〇〇七年一月）として電話盗聴を背後で操縦した事実を明示的・默示的に認定したからである。従って、保守党のデービッド・キャメロン党首（直後に首相）が二〇〇七年五月以降、彼を公職に抜擢したのは、結果的に犯罪者を重用し続けたことになる。しかしながら、裁判所はアンディー・コールソンとデービッド・キャメロン首相の特別な関係は勿論、ひいては後述するこの関係の拡大図、すなわち電話盗聴事件の裏に隠されたNIと権力（政治家・警察）の癒着関係を追究することができなかった。さらに、アンディー・コールソンとレベッカ・ブルックスが二人三脚の正副編集長として「NoW」を牽引した当時、二人は既に不倫関係にあった（一九九八年～二〇〇四年）が、裁判所はこの事実と同紙の編集方針や電話盗聴等違法な情報収集行為との関係も究明できなかった。

四 小結

1 不十分な実体的真実の究明

電話盗聴事件が発覚した二〇一一年七月以降、NC、政府・議会、捜査当局は事件に対する多角的な調査・捜査を展開した。ところが、これらの調査・捜査は実体的真実を十分に究明できず、竜頭蛇尾に終わった側面は否めない。

NCは、NI傘下の新聞の社内調査に基づく事実関係の解明よりは、経営危機の回避に注力した。NCは「NoW」を含むNI傘下の新聞の一連の電話盗聴事件発覚直後、①「NoW」の廃刊、②BSkyB買収の断念、③MSCを設置して事件の事後処理体制の確立、④NCとNIの首脳部人事の刷新等を断行した。このようなNCの迅速な対応には一定

の評価を与えることができる。ところが、①は最も電話盗聴を濫発していた「NOW」の題号を廃止し、姉妹紙の「サン」に事実上統合させる措置であり、②はNI傘下の新聞の電話盗聴事件発覚の余波で政府の承認が見込めなくなったため、やむを得ない判断であり、③はNI傘下の新聞の電話盗聴事件をめぐる当局や被害者からの追及(警察捜査、民事訴訟、レベソン委員会の調査等)への防禦体制に他ならず、④は後に事実上反故にされた(ジェームス・マードックの21世紀フォックスのCEO就任、レベッカ・ブルックスのNews UKのCEO復帰等)ため、当面の弥縫策に過ぎないことを看過してはならない。従って、NCの各種対応は、長期間にわたり電話盗聴に代表される「闇の魔術」を駆使しながらその事実を隠蔽してきたことに対し、事実関係や原因等を積極的に究明して再発防止を図る姿勢に欠ける。

政府と議会は、電話盗聴事件の真相を必ずしも徹底的に究明することができなかった。政府が設置したレベソン委員会や下院文化委員会が、電話盗聴事件を多角的に調査して事件の解明に努めたことは認めざるを得ない。レベソン委員会は調査対象者の膨大な証言・資料を基に、「NOW」の電話盗聴を含むプレスの非倫理的かつ違法な情報収集行為が繰り返し行われたことを確認しており、このような問題に対処できなかったDCCの失敗を正面から批判し、新しいプレス規制機関の確立を勧告した。また、下院文化委員会は、電話盗聴事件発覚当時のNCとNIの経営陣(マードック親子、レベッカ・ブルックス)等を召喚して複数回の公聴会を開催し、彼等の責任を問い糺し、経営陣が積極的に責任を負わなければならないと結論付けた。しかし、レベソン委員会はプレスと政治家・警察の不健全な関係を摘示・批判しつつも、このような関係が監視庁の電話盗聴事件捜査に影響を与えた証拠や、デービッド・キャメロン首相とNIの政治的取引に関する証拠はないとし、電話盗聴事件の背後に潜んでいるルパート・マードック帝国と権力の癒着を解明することはできなかった。また、下院文化委員会は、電話盗聴事件に関するNCとNIの経営陣の責

任を厳しく追及したものの、結局、マードック親子とレベッカ・ブルックスに電話盗聴事件発覚前から「NoW」の電話盗聴の蔓延事実の認知や、事件への責任を認めさせるには至らなかった。

電話盗聴事件は再捜査を経て刑事手続が終結したが、その全容解明には及ばない。警視庁は遅ればせながら二〇〇一年より電話盗聴事件専担捜査班を設置して約五年間本格的な捜査を行い、レベッカ・ブルックス、アンディー・コールソンをはじめとするNI関係者に加え、私立探偵、公職者等を次々と逮捕した。そのうち相当数が起訴され、主要被告人が有罪判決を受けた。新聞の電話盗聴等違法な情報収集行為が、「NoW」の「不良記者の仕業」ではなく、同紙を中心にタブロイド紙に蔓延していたことが初めて司法により立証され、断罪されたのである。ところが、電話盗聴の隠密性・密行性の故に被害認知が容易ではないことに鑑み、全ての事件が解決されたとは言いがたい。実際、捜査当局は二〇〇〇年代以前の電話盗聴疑惑にはメスを入れなかった。また、司法判断によると、違法行為の指示・承認者たるレベッカ・ブルックスとアンディー・コールソンに対する相反する判決が示唆するように、一般的に公訴事実に関する審理が十分尽くされていない。さらに、マードック親子、警視庁首脳部、政治指導者等は立件されなかったため、電話盗聴事件の深層に迫ることなく、「トカゲの尻尾切り」的結果に終わった。

一方、レベソン委員会が遂行しなかったパートIIに関する調査のための新しい調査機関（いわゆるレベソン委員会II）の発足の賛否が議論されたが、二〇一八年五月議会において反対派（保守党）が賛成派（労働党）を僅差で上回り、実現しなかった。⁵¹ 結局、プレスと権力（政治家・警察）の関係等の観点から電話盗聴事件を検証する機会を逸した。

2 問われるプレス規制の在り方

電話盗聴事件で露呈した最もクリティカルな問題は、プレス規制の在り方である。PCCが度々提起されていたプレスの違法な情報収集疑惑につき適切な措置を講じたならば、大規模電話盗聴は防げたはずである。よって、レベソン委員会がPCCをプレス規制機関として失敗したと断じ、新しいプレス規制機関の確立を勧告したのは正鵠を得たものである。そもそも、PCCも電話盗聴事件発覚直後の二〇〇一年七月六日、電話盗聴を否定するNIの主張を追認してきた自身の失敗を自認し、自らを改革対象として規定した経緯がある⁽⁵²⁾。

ここで重要な争点は、PCCに代わるプレス規制機関としてどのような体制が相応しいのかである。レベソン委員会には四六の個人・団体から純粋な自主規制方式、法律に基づく自主規制方式を含む多様なプレス規制モデルが提案されたが、同委員会は法律に基づく独立自主規制モデル(以下、レベソンモデル)を提示し、その確立を勧告した。レベソンモデルは、プレス業界と政府から独立した自主規制機関がプレス規制を担うが、規制機関が法定の承認機関の承認と定期審査を要するため、厳密にはプレス業界と政府がともに規制に関与する共同規制(co-regulation)方式である⁽⁵⁴⁾。一六九五年特許検閲法(Licensing Act)の廃止以来、基本的にプレスに対する政府の不干渉を憲法原則としてきたことに鑑み、レベソンモデルはドラスティックな提案である。

案の定、レベソンモデルは、政界、プレス業界等の利害関係者間の意見対立で大論争を呼んだ。激しい論争を経て、政界は二〇一三年三月、制定法ではなく、勅許状(Royal Charter)に基づくレベソンモデルの実現(以下、勅許状方式⁽⁵⁵⁾)に合意した一方、プレス業界は同年四月、対案としてプレス規制における法的・政治的干渉の排除を狙った独自の勅許状方式(プレス業界案⁽⁵⁶⁾)を提示した。しかし、枢密院により前者は承認されたが、後者は承認拒否された。結局、プレス業界は二〇一四年九月、政府の勅許状方式を追求せず、純粋なプレス規制機関PSOを創設した。他方、一部

のジャーナリストや作家を含むプレス改革運動家等 (press reform campaigners) がレベソン委員会の勧告の厳格な遵守を目指して立ち上げた IMPRESS が二〇一六年一〇月、勅許状に基づきプレス承認パネル (Press Recognition Panel) により新たなプレス規制機関として承認された⁵⁷⁾

以上のような経緯を経て、現在、プレス規制機関は、IPSO と IMPRESS が併存する中、大半のプレスが会員として加盟している前者が優位に立っている。プレス業界がプレスの自由の潜在的侵害 (法的・政治的介入) を警戒し、制定法や勅許状に基づくプレス規制方式を拒否しつつ、IPSO を創設したのは評価に値する。しかし、IPSO は規制方式上 PCC を踏襲していることから、規制の実効性確保をめぐり NUJ や Hacked Off 等から批判を受けている。ただ、IPSO は無力さ故に失敗した PCC の経験を踏まえ、レベソン委員会の勧告の一部、すなわちプレスの重大倫理違反事案への基準調査 (standards investigations)、極めて重大な倫理違反プレスへの金銭的制裁 (罰金)、民事訴訟請求者への仲裁サービスの提供等を受け入れていることが注目される。今後、これらの要素の定着がプレス規制機関としての IPSO の成功の鍵を握ると考えられる。

結びに代えて

以上、本研究では、英国における新聞の電話盗聴事件について総合的な考察を行うことを目的とし、第一章では事件の概要を記述し、第二章では事件の深層を探究し、第三章では事件への対応について検討した。以下、研究の成果を総括すると、以下の通りです。

英国では二〇一一年七月、新聞の大規模電話盗聴事件が発覚し、同国のみならず世界を震撼させた。「Now」をは

はじめとするタブロイド紙が一〇年以上にわたり違法な情報収集行為、すなわち電話盗聴、ブラギング、ピニング、金銭支給等を通じて数千人の内密情報入手し、ニュースストーリーを作成してきたことが明らかになった。このような違法な電話盗聴事件は、主にNI傘下の新聞(「Now」は電話盗聴、「サン」は金銭支給を多用)に集中していることから、NI、ひいてはその母体でルパート・マードックが率いるメディア帝国NCの企業犯罪と言っても過言ではない。王室、政官界、芸能・スポーツ界等多方面の公人・準公人のみならず、一般人も「Now」等の電話盗聴の標的となり、五〇〇人以上が被害を被ったと推定されている。このような新聞の邪悪な行為は、調査権限規制法、データ保護法等複数の法令に触れるだけでなく、重大なプレス倫理違反である。新聞の電話盗聴疑惑は二〇〇〇年代序盤以降度々浮上していたが、警察は本格的にメスを入れておらず、当時プレス規制機関PCOも適切な措置を怠った。結局、長年ベールに包まれていた一連の電話盗聴事件は、「ガーディアン」のニック・デビス記者の不屈の調査報道により明るみになるようになった。

タブロイド紙が電話盗聴に走った原因は、第一義的には商業至上主義やガバナンスの機能不全にある。特に、NI傘下のタブロイド紙、「Now」と「サン」は、従来より興味本位の煽情主義を主武器として市場での競争を勝ち抜く一方、レベッカ・ブルックスやアンディー・コールソンのようなルパート・マードックの最側近の編集幹部によってコントロールされてきた。一方、電話盗聴事件の背後には、NIと権力(政治家・警察)の癒着関係が潜んでいる。まず、ルパート・マードックとNIはマーガレット・サッチャー政権以降、政府とウィンウィンの関係を築いてきた。ルパート・マードックやNI幹部と政治指導者が公私にわたり過度に親密な関係を保つ中、NI傘下の新聞は企業の実益を計算して時の政治権力に迎合し、政府はNCやNI寄りのメディア政策(ルパート・マードックの事業拡大への便宜供与等)を展開する利益交換を行った。次に、NIと警察も長い間蜜月関係にあった。NI関係者と警視庁首

脳部は定期会合を含め公私にわたり多様な形態の交流を深める一方、NI傘下の新聞と一部警察官は金銭授受による他人の内密情報の取引も行った。以上のようなNIと権力(政治家・警察)の異様な関係が、長い間権力による「Now」等の電話盗聴へのチェックを妨げ(事実上幫助)、NIによる電話盗聴の隠蔽工作の成功を支えた側面は否めない。

結局、二〇一一年七月、隠されてきた一連の電話盗聴事件が発覚し、NC、政府・議会、捜査当局による事件への調査・捜査が本格化した。ところが、これらの調査・捜査は実体的真実を十分に究明できずに終わった。NCは「Now」の廃刊、BSKB買収の断念、事件の事後処理体制の確立、NCとNIの首脳部人事の刷新等を断行したが、事件の事実関係や原因の究明の姿勢に欠ける。政府と議会は独立調査委員会のレベソン委員会や下院文化委員会等を通じて事件に関する多角的な調査を行い、多数の事実関係を確認したものの、マードック親子の犯行への関与、NCやNIと権力(政治家・警察)の黒いコネクションを明らかにすることはできなかった。さらに、警視庁の電話盗聴事件専担捜査班による約五年間の本格的な捜査の結果、NI関係者を中心に多数の言論人等に刑事責任を負わせた。しかし、捜査当局の事件捜査や裁判所の審理は必ずしも十分ではなく、事件の全容解明には及ばない。

一方、電話盗聴事件発覚を受け、プレス業界はPOCに代わる新しいプレス規制機関の確立を余儀なくされた。レベソン委員会は法律に基づく独立自主規制機関の設立を勧告したが、大論争を経て、純粹な自主規制機関IPSOに加え、勅許状に基づく自主規制機関IMPRESSが設立されるようになった。今後、大半のプレスが加盟するIPSOがPCCの失敗を踏まえ、有効なプレス規制機関として定着するかが注視される。

- (1) Brian Cathcart 'The Press, the Leveson Inquiry and the Hacked Off Campaign', in Richard Lance Keeble and John Mair (ed.), *The phone hacking scandal: journalism on trial* (Arima Publishing, 2012), 38-41.

- (2) James Robinson, 'News of the World to close as Rupert Murdoch acts to limit fallout', *The Guardian* (7 July 2011).
- (3) Brian Winston, *A Right to Offend* (Bloomsbury Academic, 2012), 20.
- (4) 'News of the World circulation data: who read it and how many bought it?', *The Guardian* (8 July 2011).
- (5) James Robinson, 'News Corp pulls out of BSkyB bid', *The Guardian* (13 July 2011).
- (6) Jessica Toonkel, Kate Holton and Pamela Barbaglia, 'Murdoch's Twenty-First Century Fox bids \$14 billion for UK's Sky', *REUTERS* (10 December 2016).
- (7) 'Rupert Murdoch's public acts of contrition', *The Guardian* (16 July 2011).
- (8) 'News Corporation's Management and Standards Committee (MSC) has today (Thursday, July 21) published its Terms of Reference (ToR)', *News UK* (21 July 2011).
- (9) 二〇一七年九月時点のなせ二一〇〇〇人超の被害者に総額数億ポンドを賠償しなくてはならぬ。Graham Ruddick, 'News Group settles 17 cases related to allegations of criminality at the Sun', *The Guardian* (7 September 2017).
- (10) 'Rupert Murdoch resigns as News International director', *BBC* (22 July 2012).
- (11) 父ルパート・ムードックの譲歩により兄ランラン・ムードック (Lachlan Murdoch) とともに共同CEOを務めていたが、二〇一九年三月、ウォルト・ディズニークンパニーによる21世紀フォックスの買収に伴い辞任した。
- (12) 二〇一八年一〇月、ComcastによるSky UKの買収に伴い辞任した。
- (13) 通信盗聴共謀及び職権濫用補助嫌疑で起訴されたが、無罪が確定した後、News UKのCEOに復帰した。
- (14) Josh Halliday, 'News International renamed News UK', *News UK* (26 June 2013).
- (15) Amy Chozick, 'Murdoch, Announcing News Corp. Split, Calls Newspapers 'Viable' and 'Undervalued'', *The New York Times* (28 June 2012).
- (16) Lisa O'Carroll, 'Rupert Murdoch denies News Corp split is linked to phone-hacking scandal', *The Guardian* (28 June 2012).
- (17) Erich Schwartzel and Joe Flint, 'Disney Closes \$71.3 Billion Deal for 21st Century Fox Assets', *The Wall Street Journal* (20 March 2019).
- (18) Meg James, 'Murdoch family launches a new Fox, and former House Speaker Paul Ryan joins its board', *Los Angeles Times* (19 March 2019).

- (19) 'David Cameron promises phone hacking inquiry', *BBC* (6 July 2011).
- (20) 委員長以下、委員長補佐役六人（元新聞社代表一人、メデアマの政治部編集者二人、元人権NGO代表一人、元Ofcom長官一人、元警察幹部一人）と弁護士六人の構成で、経費は政府（文化省、内務省）が負担した。
- (21) 'Cameron outlines detail of phone-hacking inquiry', *BBC* (13 July 2011).
- (22) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol I* (HC 780-I, November 2012), 4-5.
- (23) <http://www.levesoninquiry.org.uk/about/witness-lists/>
- (24) 電話盗聴事件の重要被害者の他、NI「警視庁」、ガーナン・クループ、全国ジャーナリスト組合（NJ）、トリニティー・メディア・グループ等の団体。
- (25) <https://www.gov.uk/government/publications/leveson-inquiry-report-into-the-culture-practices-and-ethics-of-the-press>
- (26) 拙稿「英国におけるプレス規制機関の動向」北海学園大学法学部編『北海学園大学法学部50周年記念論文集』（マイフェーズ、二〇一五年）412-414参照。
- (27) Ofcom, *Decision under section 3(3) of the Broadcasting Act 1990 and section 3(3) of the Broadcasting Act 1996: Licences held by British Sky Broadcasting Limited* (20 September 2012).
- (28) ただし、彼は七月一九日公聴会において、前述したロードン・テイラー電話盗聴事件を解決した当時はいわゆる「ネビル電子メール」の存在を認知できなかったと証言したが、一月一〇日公聴会では態度を変え、認知していたと証言した。
- (29) John Lisners, *The Rise and Fall of the Murdoch Empire* (John Blake, 2013), 95.
- (30) Patrick Wintour, 'Rupert Murdoch's phone-hacking humble pie', *The Guardian* (19 July 2011).
- (31) House of Commons Culture, Media and Sport Committee, *News International and Phone-hacking, Eleventh Report of Session 2010-12 Vol I* (HC 903-I, 30 April 2012).
- (32) *Ibid.*, 70, 84.
- (33) レビンソン委員会における「NoW」のロリン・マイラー前編集長及びNIのトム・クローン前法務部長の口頭証言（二〇一一・一一一四）。
- (34) House of Commons Home Affairs Committee, *Unauthorised tapping into or hacking of mobile communications, Thirteenth Report of Session 2010-12* (HC 907, 19 July 2011).

- (35) Ibid. 25-42.
- (36) Ibid. 29.
- (37) 'Committee to examine privacy law and use of injunctions', *BBC* (23 May 2011).
- (38) House of Lords House of Commons Joint Committee on Privacy and Injunction, *Privacy and injunctions, Session 2010-12* (HC 1443, 12 March 2012).
- (39) Ibid. 54-59.
- (40) 警視庁はその後、これらの捜査班に加え、必要に応じて複数の別途の捜査班を新設・稼働した。すなわち、電話盗聴捜査分野においてはウィーディング捜査班の一部として「Now」のダン・エバンス記者による電話盗聴に関する捜査を専担するバインツリー捜査班 (Operation Pinetree) / トリニティー・ミラー・グループ新聞の電話盗聴に関する捜査を専担するゴールドマニング捜査班 (Operation Golding) / コンピュータ・ハッキングや濫用捜査分野においてはトゥレット捜査班の一部としてカルムイク捜査班 (Operation Kalmyk) / サビナス捜査班 (Operation Sabinas) / カリン捜査班 (Operation Carrizo) / カービル捜査班 (Operation Kerville) / 司法妨害 (電話盗聴証拠隠滅 捜査分野においてはサシャ捜査班 (Operation Sacha) がそれぞれ新設された。
- (41) 一方、「テイラー・ミラー」のグラハム・ジョハンソン (Graham Johanson) 元記者は二〇一三年三月十五日、自ら電話盗聴に関わっていた事実を警視庁に知らせた。結局、彼は電話盗聴 (二〇一一年八月〜一〇月) 嫌疑で書類送検・起訴され、二〇一四年一二月一八日に有罪判決 (懲役二月・執行猶予一年、社会奉仕一〇〇時間) を受けた。
- (42) 彼は二〇〇九年、「ナイトジャック」(Nightjack) という匿名プログラマーのアカウントに無断アクセスし、電子メールをハッキングした嫌疑が明らかになったが、あいにくこのアカウント主はリチャード・ホートン (Richard Horton) という警察官であったことが判明した。これを受け、リチャード・ホートンが提起した本件個人情報盗用の盗用に関する民事訴訟は二〇一二年一〇月、NI側の謝罪・賠償 (四万二五〇〇ポンド) により決着した。Lisa O'Carroll, 'Times apologises to Nightjack author', *The Guardian* (26 October 2012).
- (43) 彼は二〇〇六年、自身をめぐる姦通・乱倫に関する「Now」の報道 (二〇〇四年) に対して提起した名誉毀損訴訟で勝訴した (損害賠償金二〇万ポンド) が、同紙の反撃により偽証嫌疑で起訴され、結局二〇一一年一月に偽証罪で懲役三年の実刑判決を受けた。
- (44) ダン・エバンスは「Now」在職中に関与した電話盗聴 (二〇〇四・四・三〇〜二〇一〇・六・一)、その前の「サンデー・ミラー」在職中に関与した電話盗聴 (二〇〇三・二・二八〜二〇〇五・一・一) に関する証拠も積極的に提出した。
- (45) レベソン委員会における警視庁のスピーチ・エイクワーズ警視監補の口頭証言 (二〇一二年・二・二七)。

- (46) John Saunders, 'Coulson and others Sentencing Remarks of Mr Justice Saunders', *Central Criminal Court* (4 July 2014).
- (47) Nick Davies, 'Phone-hacking trial failed to clear up mystery of Milly Dowler's voicemail', *The Guardian* (26 June 2014).
- (48) Nick Davies, 'Phone-hacking trial was officially about crime; but in reality, it was about power', *The Guardian* (25 June 2014).
- (49) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol II* (HC 780-II, November 2012), 780-995.
- (50) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol III* (HC 780-III, November 2012), 1117-1476.
- (51) Jim Waterson, 'MPs vote for second time against new Leveson-style inquiry', *The Guardian* (15 May 2018).
- (52) Press Complaints Commission, *Statement from the PCC on phone hacking following meeting today* (6 July 2011).
- (53) The Leveson Inquiry, *An Inquiry into the Culture, Practices and Ethics of the Press Vol IV* (HC 780-IV, November 2012), 1651-1707.
- (54) 拙稿・前掲(26) 414参照。
- (55) https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/254116/Final_Royal_Charter_25_October_2013_clean_Final_.pdf.
- (56) <http://www.societyofeditors.co.uk/userfiles/files/Draft%20Independent%20Royal%20Charter%2025%204%2013.pdf>.
- (57) Press Recognition Panel, *Annual report on the recognition system 2017* (29 November 2017), 16-17.
- (58) ただし①「ガーディアン」、②「インディペンデント」、③「フィナンシャル・タイムズ」(The Financial Times)等一部のプレスはIPSOに加盟してゐない(①③は社内の独自の自主規制システムを運用してゐる)。